橋本市 総務部 総務課

契約時に必要な書類について

0	契約印	
0	印紙	
Δ	契約保証関係書(契約書第4条)	
Δ	契約書別紙1	□(建築物に係る解体工事)
		□ (建築物に係る新築工事等〔新築・増築・修繕・模様替〕)
		□ (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等〔土木工事等〕)
0	建退共掛金収納書または確認書(建退共)	
	※確認書を提出される方は、必要書類も添付すること。	
Δ	請負工事現場代理人・主任技術者・監理技術者届出書	
	※請負金額が建築一式工事7000万円以上、その他工事3500万円以上の場合は必要。	
0	現場代理人等通知書	
0	経歴書(主任技術者または監理技術者)	
	※工事に必要な資格者証の写しを添付すること。 ※監理は係者を取開する場合は、監理は係者の思いまではすること。	
	※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。	
0	雇用証明書の写し(3ヶ月以上雇用されている証明書類)	
	※健康保険証・雇用保険証・厚生年金保険証・賃金台帳 等のいずれか	
	その他	
	l	

○は必須 △必要に応じて

問い合わせ先:総務課 契約検査係